

## 平成 29 年第 5 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 29 年 5 月 26 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 平成 29 年 5 月 26 日 午前 9 時 30 分 議長 舟根 功 閉会 平成 29 年 5 月 26 日 午前 11 時 00 分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	村田 牧子	出席	8	林 花美	出席
	2	張間 真之	出席	9	平石 茂	出席
	3	井上 秀幸	欠席	10	日野 茂	出席
	4	池田 政隆	出席	11	片岡 照光	出席
	5	千葉 弘輝	出席	12		
	6	渡邊 誠一	欠席	13	舟根 功	出席
	7	瀬川 博	欠席			
会議録署名委員	林 花美			平石 茂		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 あっせん報告について 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 議案第 3 号 現況証明願いについて					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 在任委員 12 名、出席委員 9 名、井上委員、瀬川委員、渡邊委員より欠席の連絡が入っております。出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、会議規則第 8 条の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 5 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 10 条の規定により 8 番林委員、9 番平石委員の両名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向についてですが、5 月 28 日から 6 月 1 日まで、オホーツク農委連の活動として全国農業委員会会長大会及び道選出国會議員要請集会等に出席いたします。

日程第 3. 報告第 2 号. あっせん報告について上程いたします。第 3 回総会であっせんすることに決定しておりました件について、千葉委員より報告願います。

千葉 平成 29 年第 3 回農業委員会総会であっせんすることに決定していた〇〇〇〇さん他 4 名から申し出があった農地の売買に係るあっせんについて報告いたします。

相手方を〇〇〇〇さんとして 4 月 24 日にあっせん委員会を行いました。

結果、農地面積 94,067 m<sup>2</sup>、売買価格 220 万円で調整がつきましたので報告いたします。

また、同じくあっせんすることに決定していた〇〇〇〇さんから申し出があった農地の賃貸に係るあっせんについても、相手方を〇〇〇〇さんとして 4 月 24 日にあっせん委員会を行いました。

結果、農地面積 79,389.85 m<sup>2</sup>、賃借料 14 万円で調整がつきましたので報告いたします。

議長 この件に関し補足説明がありますのでお願いします。

係長 まず〇〇〇〇さんの件であります、これは〇〇〇〇さんが亡

くなったことにより、5名の親族に相続された農地であります。所有者は道外に居住されている方もいたことから、〇〇〇〇さんを代理人とする委任状をいただき、あっせんは、〇〇〇〇さんのみ行っております。

次に〇〇〇〇さんの件ですが、あっせん時に中間管理事業での賃借希望があったため、調整を進めてまいりましたが、事業実施のメリットがほぼ無いことがわかり、〇〇〇〇さんにお伝えしたところ、事業を実施しないということになりましたので、通常の農用地利用集積計画を総会で審議していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

議 長 休憩をとります。

休憩を解きます。ただいま、報告のありました件について質問ございませんか。

(なしの声)

無いようですのであっせん報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。あっせん報告を了承することといたします。

日程第4. 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、農地法第18条第6項による合意解約の通知であります。貸主：〇〇〇〇さん、借主：〇〇〇〇さんで農地法第3条により賃貸しておりますが、今年この農地で道営事業による基盤整備を行うことになりました。基盤整備を行う農地については正式に賃借されてなければなりませんので、現行の内面積での賃借では、借りていない部分は基盤整備ができないこととなります。ついては内面積での賃借を合意解約し、改めて公募面積で3条申請するものであります。

場所については、5 ページに図面をつけておりますのでご確認

ください。

なお、本件は、農地法で定めた合意解約の要件を満たしているため、農地法第 18 条第 1 項の北海道知事の許可は不要であります。

議 長 休憩をとります。

休憩を解きます。報告のありました件について質疑ございませんか。

(なしの声)

無いようですので本報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認め本報告を了承することといたします。

日程第 5. 議案第 1 号. 農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、先ほどあっせん報告いたしました、〇〇〇〇さん他 4 名の農地を売買する農用地利用集積計画であります。

7 ページの集積計画は 5 件あるのですが、金額がそれぞれ 44 万円となっております。これは 1 件 1 件というわけではなく、農地が連担した団地化になっておりますので、5 件まとめていくから、という形でのあっせんを進めております。その結果 220 万円に落ち着きましたので、〇〇〇〇さん側の意向で面積按分するのではなく、均等に振り分けていただきたい、というお話があったものですから、各案件 44 万円となっております。

なお賃借料情報等に反映させる場合は 1 件ごとに整理すると単価がずれてしまう可能性がありますので、あくまで 220 万円トータルで 1 件と見て賃借料情報を整理しますので、問題ないと判断しております。

場所については、8 ページの図面をご参照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第6. 議案第2号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。

その1は、先ほど合意解約の報告をいたしました、借主：〇〇〇〇さん、貸主：〇〇〇〇さんとの賃貸借で、改めて公募面積で申請するものであります。場所については、5ページの図面をご覧ください。

続きましてその2であります。借主：〇〇〇〇さん、貸主：〇〇〇〇さんとの賃貸借であります。場所については、26ページの図面を参照してください。

なお各案件につき、説明資料1ページから2ページにかけて、「3条の許可基準表」により各要件をチェックしましたが、特に問題はありませんでしたので審議の参考にしてください。

それから〇〇〇〇さんは農地所有適格法人でありますので、同様に説明資料3ページから法人要件のチェックを事務局により行っておりますが、これについても特に問題はありませんでしたので、審議の参考にさせていただきたいと思っております。

議長 休憩いたします。

休憩を解きます。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本件は、現地調査が必要ですので審議保留といたします。

日程第7. 議案第3号. 現況証明願いについて議題といたしま

す。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、〇〇〇〇の農地を〇〇〇〇さんに売買することに関する現況証明であります。合わせて、非農地も無償譲渡することになったことに伴い、公簿が畑や田となっているものについては、地目変更が必要であるため、今回現況証明の申請があったものであります。場所は8ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
本件は、現地確認が必要ですので審議を保留いたします。  
それでは、現地確認のため休憩といたします。  
(休憩)

議長 休憩を解きまして会議に戻します。  
審議を保留にしておりました議案第2号農地法第3条の許可申請について審議します。  
この件について意見を求めます。片岡委員。

片岡 ただいまみんなで見てきましたが、問題ありませんでしたので許可してよろしいかと思えます。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
全員異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

続きまして、議案第3号現況証明願いについて審議します。この件について意見を求めます。張間委員。

張間 全員で現地を見た結果、証明書を発給してよろしいかと思えます。

議長 ただ今の意見は、証明書を発給してよろしいという意見ですが、

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は、願い出どおり証明書を発給することに決定いたしました。

以上で全議案が終了いたしました。これで第5回農業委員会総会を終了いたします。